

第 90 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 21 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 議題
4-(2)	第 21 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要
5-(1)	第 51 回 食品衛生部会 (CCFH) 仮議題
5-(2)	第 51 回 食品衛生部会 (CCFH) 主な検討議題
6-(1)	第 41 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題
6-(2)	第 41 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 主な検討議題
7-(1)	第 7 回 薬剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 仮議題
7-(2)	第 7 回 薬剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 主な検討議題

第 90 回コーデックス連絡協議会

日時：令和元年 10 月 28 日（月）

14:00-17:00

場所：中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219-1221 号室

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 21 回アジア地域調整部会（CCASIA）

② 今後の活動について

- ・ 第 51 回食品衛生部会（CCFH）
- ・ 第 41 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）
- ・ 第 7 回薬剤耐性に関する特別部会（TFAMR）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

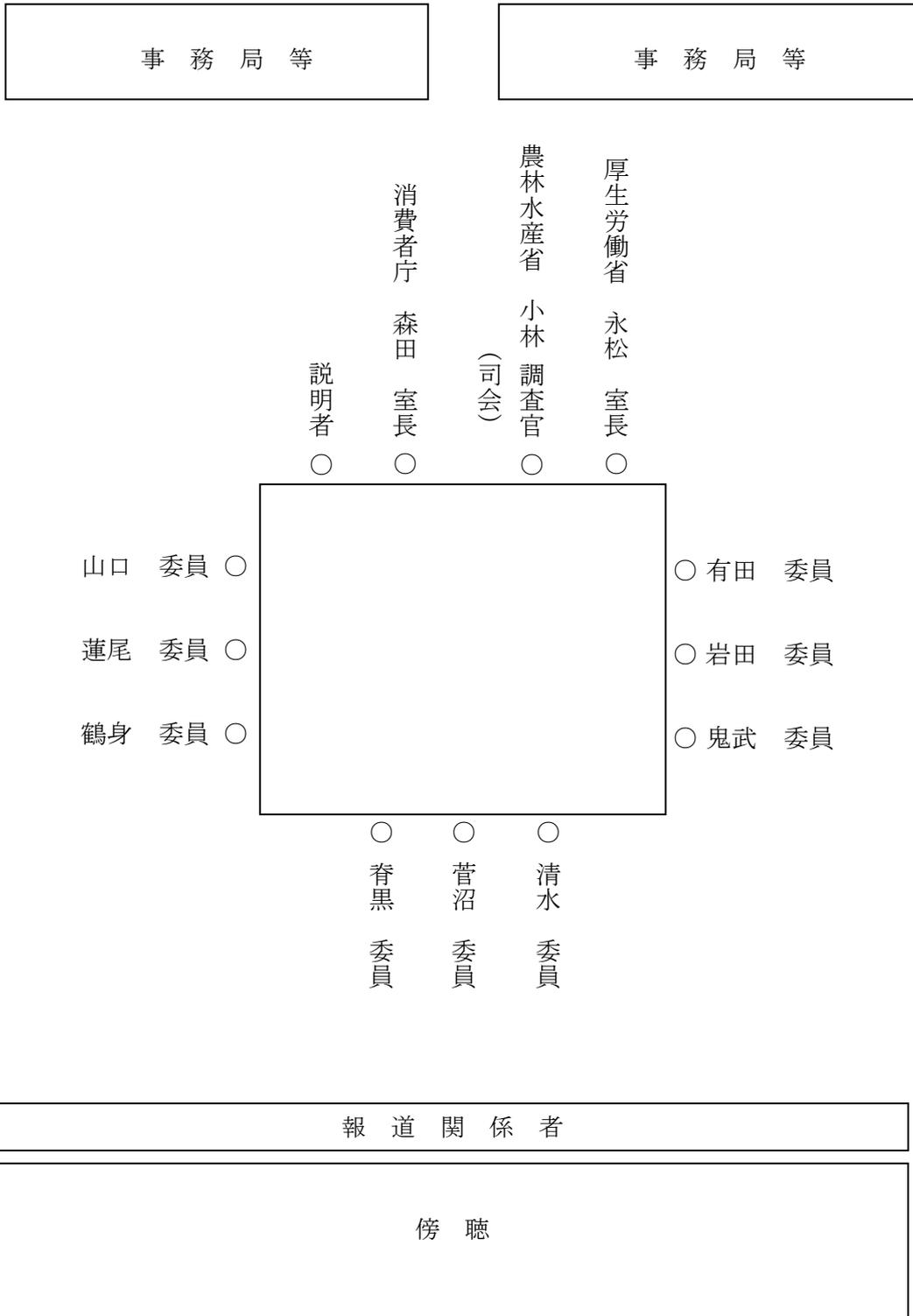
あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 会長
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
しみず 清水	いわお 巖	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室次長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 90 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和元年 10 月 28 日 (月) 14:00-17:00

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219-1221 号室



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 21 回アジア地域調整部会

日時：2019 年 9 月 23 日（月）～9 月 27 日（金）

場所：ゴア（インド）

議題

1	議題の採択
2	基調講演—一次生産での食品安全：発展中の地域における課題と優良事例
3.1	各国における食品の安全及び品質に関する状況：地域における現在及び新たな課題
3.2	食品安全の将来：第 1 回 FAO/WHO/AU(アフリカ連合)国際食品安全会議及び食品安全と貿易に関する国際フォーラムの成果 - 次の課題
3.3	各国における食品の安全及び品質に関する状況：食品安全管理システムに関する情報共有のためのオンラインプラットフォームの活用及び情報と将来の計画・見通しに関する状況
4	地域におけるコーデックス規格の使用
5	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
6	地域に関連するコーデックスの作業
7.1	コーデックス戦略計画 2014-2019 の実施のモニタリング
7.2	コーデックス戦略計画 2020-2025：実施のロードマップ
8	コーデックスコミュニケーション作業計画
9	コメを原料とした低アルコール飲料（にごりタイプ）の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント
10	バチルス属（ <i>Bacillus species</i> ）を使って発酵させた大豆製品の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント
11	急速冷凍餃子(Jiaozi)の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント
12	ちまき（Zongzi）の地域規格／実施規範の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント
13	地域調整国の指名
14	その他の事項

15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

FAO / WHO 合同食品規格計画
第 21 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 報告書

1. 日時及び開催場所

日時：2019 年 9 月 23 日（月）～9 月 27 日（金）

場所：ゴア（インド）

2. 参加国及びオブザーバー

アジア地域内 15 か国、アジア地域外 3 か国、1 加盟機関（EU）、4 非政府機関

3. 出席者

農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	調査官	辻山	弥生
農林水産省	消費・安全局	食品安全政策課	国際基準専門官	織戸	亜弥
農林水産省	食料産業局	食品製造課	課長補佐	佐藤	真次
農林水産省	食料産業局	食品製造課	課長補佐	忠田	吉弘
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課			
		国際食品室	室長	永松	聡一郎
(テクニカルアドバイザー) 全国納豆協同組合連合会				顧問	長谷川 裕正

4. 結果

議題 1. 議題の採択

第 21 回アジア地域調整部会 (CCASIA) は、仮議題を今次部会の議題として採択した。また下記について合意した。

- ・議題 7.1 「コーデックス戦略計画 2014-2019：実施のモニタリング」について、電子作業部会 (EWG) の低参加率にかかる非公式会合（意見交換）を開催する。
- ・議題 7.2 「コーデックス戦略計画 2020-2025：実施のロードマップ」について、インドネシアを議長とする会期内作業部会を開催し、今次部会で議論するための提言を作成する。
- ・議題 14 「その他の事項」において、以下の事項を議論する。
 - (i) 「イワシ及びイワシ類缶詰製品規格 (CXS 94-1981)」の 2.1 章の *Sardinella* 属のリストに *Sardinella lemuru* (Bali Sardinella) (カタボシイワシ) を追加する修正 (フィリピン提案)
 - (ii) 乳製品を原材料とする伝統菓子の規格 (インド)

議題 9 「コメを原料とした低アルコール飲料 (にごりタイプ) の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント」について、日本より、部会に先立ちコーデックス事務局より本議題に係る作業文書は回付されない旨アナウンスがあり、また作業中止とする議場配布文書 (CRD) が韓国から提出されているが、議題として残すのか質問したところ、

事務局より、作業中止となった理由の説明を韓国から受けて報告書に記録するため議題 9 を残す必要がある旨説明があり、また韓国もこれを支持し、議題 9 は議題として残ることになった。

議題 2. 基調講演—一次生産での食品安全：発展中の地域における課題と優良事例

第 38 回総会（2015 年）において地域調整部会の議題を基本的に統一することが承認され、前回第 20 回部会（2016 年）から含まれている議題。インド中央農業大学学長の Ayyappan 氏が標記題目の講演を行い、WHO の代表がその後の討議のファシリテーターを務めた。

講演において Ayyappan 氏は、アジア地域内で安全な食品の流通にはフードチェーン全体のアプローチが重要である旨強調し、アジア地域における課題として、各国におけるリスク評価の能力開発、科学に基づく規格を策定するための質の高いデータ作成と仕組みの構築、不適切なトレーサビリティへの対処を取り上げ、これらに対応する必要がある旨述べた。また一次生産段階での食品安全への取組として、各国の農業生産工程管理（GAPs）の実施の優良事例の共有を図ることが必要であること、コーデックスはその理想的なプラットフォームである旨述べた。

討議において、日本は、危機管理よりリスク管理の重要性の認識を広げることが必要であること、日本でもフードチェーンに複数省庁が関与しているが責任を明確化し協調して取組んでおり、政府内での協調が重要であること、信頼できる質の高いデータ作成が重要であることを取り上げた。各国からは、小規模農家が食品安全の基準や優良農業事例に従うことができるよう小規模農家に訓練の機会を提供すること、地域レベルでの GAP スキームの認識を高めること、得られたデータの活用にかかる能力開発、分野横断的なアプローチの必要性等が指摘された。

（結論）

部会は、アジア地域内で安全な食品の流通のためにフードチェーン全体でのアプローチが重要であり、そのためには小規模農家への教育機会の提供、複数省庁が連携して取組むためのワンヘルスアプローチの導入、地域全体での訓練機会や情報提供のためのアプローチの策定、一次生産段階での食品安全の重要性に関する消費者への啓蒙活動に取組む必要があることを確認した。

議題 3. 1. 各国における食品の安全及び品質に関する状況：地域における現在及び新たな課題

今次部会に先立ち、アジア地域調整国のインドからアジア地域メンバー国に食品安全及び品質に関連し今後 5～10 年に新たに顕在化が見込まれる課題（emerging issues）の有無を調査する質問状が回付された。今次部会では、FAO 及び WHO がとりまとめた回答結果が FAO の代表から報告された。調査の結果、10 の主要な問題が特定され、①コーデックスの対象となる分野（残留農薬、動物用医薬品や薬剤耐性、輸入食品のリスクベースの規制）、②食品管理に必要な技術的な能力（国の食品安全規制機関、食品基準機関）、③現在の課題

(気候変動、食品偽装と信憑性、メディアにおける食品安全の報道、食品のインターネット販売、ノベルフード) に分類された。また調査で得られた重要なポイントとして、地域内で農場から食卓までの食品安全にかかるワンヘルスアプローチの必要性、食品管理に関する技術的及び規制的な能力開発の改善の必要性等が指摘された。

FAO の代表より、回答率が約 40%であり、調査を続ける価値はあるかどうか、また回答において示された課題や今後の見通しについて、意見が求められた。

(議論)

日本は、前回部会の際も同様の議論が行われたとおり、複数の類似の調査が行われていること、調査に複数のセクターが関わる必要があること、調査結果がどのように使用されるかや調査に参加することへの利点が明確に示されていないことを指摘し、他国からも同様の意見が出された。また特定されたいくつかの課題については、既にコーデックスのいくつかの部会において作業を進めている旨指摘があった。

(結論)

部会は、本調査の回答結果から各国が直面する課題を認識した。またメンバー国間、FAO 及び WHO において新たな課題に関する情報を共有するためにオープンなコミュニケーションチャンネルを維持しつつ、さらなるコミュニケーションを進めるための革新的なツールやアプローチを検討する必要があることを確認した。

さらに調査は新たな課題を把握するための重要なツールであり、今後も継続すること、また今後の調査では、各国の回答率が高まるよう、調査の目的や活用方法を明確に記載すること等を FAO 及び WHO に要請した。

議題 3.2. 食品安全の将来：第 1 回 FAO/WHO/AU(アフリカ連合)国際食品安全会議及び食品安全と貿易に関する国際フォーラムの成果 - 次の課題

FAO 及び WHO は、本年 2 月、アディスアベバ (エチオピア) において、AU とともに第 1 回国際食品安全会議を開催し、また本年 4 月にはジュネーブ (スイス) において、WTO (世界貿易機関) とともに食品安全と貿易に関する国際フォーラムを開催した。これらの食品安全にかかる国際会議開催を契機として、FAO 及び WHO は、地域調整部会に対し、国際レベル、地域レベル、及び国レベルにおける今後 10 年間の持続可能な食品安全システムの開発を支援するための更なる活動について議論することを要請している。

今次部会において、今後 10 年間の食品安全の活動分野、各国、FAO 及び WHO、またその他の関係者が主導できる役割と具体的な活動、それぞれの活動の実施期限について、議題 3.1 で議論される現在及び新たな課題よりも幅広い観点で議論された。

(議論)

FAO 及び WHO からは、現在行っている食品安全に係るアジア地域内での活動が情報共有された。食品安全に関する国の能力をさらに強化するための支援として、特定の食品安全の問題やフードチェーンの特定部分に焦点を当てること、食品安全に関するコミュニケーションを支援する食品安全指標に関する作業を継続すること、地域事務所のネットワーク

を活用して国際的な食品安全イニシアチブを地域へ統合すること、各国の食品安全政策の策定と強化やデータ収集と分析のための能力開発を支援することが挙げられた。

また、食品安全に関するFAO及びWHOの取組について、各国から次回の世界保健総会(WHA)等の議題に食品安全を含めることへの強い支持があった。

オブザーバーメンバー(米国)は、FAOの運営部門では食品安全が既に議題となっていたが、WHOに関し、EUや日本を含む数カ国と共同で今秋のWHO執行理事会と来年の世界保健総会(WHA)に、食品安全の重要性を伝え、議題として取り上げるようWHO事務局長に要請する文書を提出する旨部会に情報提供し、コーデックスへ提供される科学的助言の持続可能な資金確保にとって重要なものである旨強調した。日本も米国の発言を支持する旨発言した。

(結論)

部会は、開催された2つの食品安全にかかる国際会議について、FAO及びWHOの努力に感謝を表明し、会議の結果に留意した。また食品安全へのハイレベルの政治的支援と投資を得るために、食品安全に関する意識を高める必要性を再確認し、それに関連するFAOとWHOの継続的な努力を支持した。

さらにWHO執行理事会と世界保健総会の議題に食品安全を含める努力が行われたことを歓迎し、その努力を支援することの重要性について、保健関係の省庁及びジュネーブの代表の認識を高めるよう各国に求めた。

議題 3.3. 各国における食品の安全及び品質に関する状況：食品安全管理システムに関する情報共有のためのオンラインプラットフォームの活用及び情報と将来の計画・見通しに関する状況

各国の食品管理システムに関する情報をより簡便に入手したり、共有するためのツールとして、オンラインのプラットフォームの導入が進められている。現在プラットフォームはFAO、WHO及びコーデックス事務局が管理しており、各国のコーデックスコンタクトポイントは情報を掲載したり修正することができる。

現在のところ、アジア地域ではオンラインプラットフォームがまだ十分に活用されていないことから、今次部会において、オンラインプラットフォームが目的に則したものか、情報の掲載あるいは掲載した情報の公表に障壁となっているものは何か、またより目的に則したものにするためにどのように改善していくかについて議論された。

(議論)

日本からは、オンラインプラットフォームは回付文書にかわる有用な手段であること、一方アジア地域での活用がまだ進んでいないことに関しては提供された情報がどのように使用されるか認識されていない可能性があること、また情報の提供にあたり、各国のコーデックス窓口(CCP)が最新の情報を把握するのは困難な場合もあるので、ウェブサイトへのリンクを掲載することを提案した。他国からは、FAO及びWHOによりプラットフォームの情報の更新に係るガイダンスを提供すること、規制にかかるコンプライアンスや緊急応

答メカニズムに関する情報を追加することが提案された。

(結論)

部会はオンラインプラットフォームは食品管理システムに関する情報を共有する手段であること、またプラットフォームの活用を進めるには地域内でプラットフォームに関する定期的なコミュニケーションの場を設けること、定期的なトレーニングやガイダンスの提供が重要であることを確認した。

議題 4. 地域におけるコーデックス規格の使用

今次部会に先立ち、各国のコーデックス規格の使用状況のうち、①動物用医薬品に関する食品中の最大残留基準値(MRLs)、②薬剤耐性に関するガイドライン・実施規範、③路上販売食品の地域衛生実施規範の3項目の使用状況及び使用に際しての問題点について、コーデックス事務局による調査が行われた。今次部会ではこの調査結果をまとめた作業文書に沿って、コーデックス規格の使用の問題点やコーデックス規格の重要性に関する認識を高めていくための方策や、今後の調査の内容や回答率を上げるための方策について議論された。

(議論)

多くの国が、調査は有用であるとして、その継続を強く支持した。日本は、「使用」の定義について、現在の調査では「使用」に関する定義が広範であり、トレーニングや研修や普及活動の場での使用も対象となっており、食品規格のハーモナイゼーションの促進というコーデックス戦略計画の目標に則しているのか疑問がある旨指摘した。これについて、国内法にコーデックス規格を採用せず、直接適用している国もある可能性はあるが、そのような場合でもハーモナイゼーションに貢献することが期待される旨コーデックス事務局から説明された。

また次回の調査には、食品添加物に関する一般規格や強調表示に関する一般ガイドライン等の使用、アジア地域に関連する食品の地域規格等を項目に含めてほしいとの要請があった。

(結論)

部会は本調査の継続を強く支持した。またコーデックス事務局に対し、調査項目に関する要請等を次回調査時に考慮するよう要請した。

議題 5. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの下記付託事項について検討された。

コーデックス作業管理の定期的レビュー：電子作業部会（第40回総会からの付託事項）

第40回総会（2017年）において、電子作業部会（EWG）への積極的な参加の障壁となっている問題を調査し、可能な解決策を見出すため、コーデックス事務局が地域調整国とともに作業することが勧告されている。類似の議論が行われる議題7.1.「コーデックス戦略

計画 2014-2019 の実施のモニタリング」において議論されることになった。

全体的な作業（第 73 回執行委員会からの付託事項）

第 73 回執行委員会（2017 年）は CCASIA に対し、地域調整部会の地域フォーラムとしての役割、全地域調整部会に共通の議題の検討、及び地域規格の策定機能をバランスよく果たすため、地域規格策定にかかる複数の新規作業提案に優先順位を付け、段階的に行うよう要請していた。

優先順位を付ける方法について、多くの国から、手続きマニュアルにある「作業の優先順位付けのための規準」がその機能を十分に果たすこと、新たなガイダンス文書等は作成に時間もかかり不要であるとの意見が出され、特段の作業は行わないことになった。

海苔製品の分析法（第 38 回分析・サンプリング法部会からの付託事項）

海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）は第 40 回総会において最終採択された。但し分析法について、第 38 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）（2017 年）において水分の分析法は承認されたが、酸価（acid value）の分析法は承認されなかった。海苔製品の酸価のために提案された分析法は、本来、油脂に適用するものであるため、第 38 回 CCMAS は CCASIA に対し、海苔製品に適用するのか製品から抽出した油脂に適用するのか明確にするように求めることに合意した。抽出した油脂に適用されるのであれば、提案された分析法がタイプ I 分析法として承認される。

また、第 38 回 CCMAS は、海苔製品規格に記載されている油脂抽出法は、即席麺のコーデックス規格（CXS 249-2006）に記載されたものであり、即席麺に対しては分析法全体（抽出及び分析）として妥当性確認されているが（タイプ I）、海苔製品で妥当性が確認されるかが不明であることから、本分析法を海苔製品に適用する場合にはタイプ IV 分析法としての分類を提言した。但し、CCASIA がこのタイプ分類の再検討を求める場合には、海苔製品での妥当性確認のデータを CCMAS に提出するよう要請することになった。

サンプリングプランについて、第 38 回 CCMAS において、サンプリングに関する一般ガイドライン（GL50）（CXG 50-2004）で推奨されている値に対応していないため承認されなかった。第 38 回 CCMAS は、CCASIA に対し、GL50 に沿った値を再検討するよう求めることに合意した。

今次部会直前に、韓国は議場配布文書（CRD）を提出し、酸価の分析法は製品から抽出した油脂に適用されることを示し、また酸価の分析法と水分の分析法については複数試験室での妥当性確認を行った結果タイプ I 分析法としての分類を提案した。また分析法条項をより明確にするための修正を提案した。異論はなく、部会は CCMAS に本 CRD を提出し、検討を求めることに合意した。

個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS192-1995）の関連条項の整合に関するガイダンス及び整合計画（第 50 回食品添加物部会からの付託事項）

第 50 回食品添加物部会 (CCFA) (2018 年) において、GSFA と個別食品規格の食品添加物条項の整合をとるための個別食品部会向けのガイダンス (情報提供文書) をコーデックス委員会のウェブサイトで公開することに合意したこと、また、CCFA において、地域調整部会で策定された規格の整合作業は 2022 年か 2023 年に完了することを予定していることについて報告された。

この作業に関し、中国から、CCASIA で策定された地域規格の食品添加物条項の整合作業を EWG を設置して行うこと、また中国がこの議長を行う用意がある旨提案され、部会はこの提案に合意した。

食品添加物条項の廃止の検討 (第 50 回 CCFA からの付託事項)

第 50 回 CCFA (2018 年) は、CCASIA に対し、酒石酸塩の食品添加物の同一性及び純度に関する規格がないことから、発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009) 及びチリソースの地域規格 (CXS 306R-2011) から酒石酸塩の食品添加物条項を削除するよう要請していた。

削除に反対する国はなく、部会は削除に合意した。

コーデックス戦略計画 2020-2025 (第 42 回総会からの付託事項)

第 42 回総会 (2019 年) において、2020 年から 2025 年の間のコーデックスの活動の基礎となるコーデックス戦略計画 2020-2025 が採択され、各国に、各地域調整部会における戦略計画の具体的な作業計画策定の議論に積極的に参加することが要請された。本件については議題 7.2 において、また戦略目標 3「コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める」に関連するコーデックスコミュニケーション計画については議題 8 において議論されることになった。

アジア地域調整国 (第 42 回総会からの付託事項)

第 42 回総会 (2019 年) は、全地域調整部会が 1 年延期となったことから、現在のアジア地域調整国であるインドは第 43 回総会 (2020 年) まで任期を継続することを確認した。インドは現在 2 期目を務めており、第 43 回総会 (2020 年) で任期を満了するため、今次地域調整部会において、次期調整国の指名が行われる。これについて、議題 13 において議論されることになった。

加工果実・野菜部会 (第 77 回執行委員会からの付託事項)

第 77 回執行委員会 (2019 年) において、加工果実・野菜部会 (CCPFV) において要望があがっているカシューナッツの作業は地域調整部会で議論するよう要請されていることについて、インドが今後本件を作業部会で議論する際の議長を務める意思を表明した。

議題 6. 地域に関連するコーデックスの作業

コーデックスに関する各国の関心事項や各コーデックス部会の開催前に開催しているアジア地域調整部会非公式会合への積極的な参加のために必要な活動、コーデックスの活動への参加の障壁と改善策等について議論される議題。

前回部会での合意事項に基づき、調整国であるインドはアジア地域メンバー国のポジションを共有するためのアジア地域調整国及びメンバー国それぞれの役割と作業手順を示した「標準作業手順書 (SOP)」案を提示した。SOP 案は、非公式な文書との位置づけであるものの、アジア地域全体としてコーデックス活動への協力を強化していくため、また地域全体の発展のため、部会においてアジア地域メンバー国に活用を促すことを検討するよう要請した。

(議論)

日本は SOP の位置づけについて明確化を求めたところ、インドより、文書は地域内の協調を強化するために CCASIA 内で使用されるものであり、公式のコーデックス文書や手続きマニュアルの一部にすることを意図しておらず、必要に応じて見直しを図ることは可能との回答があった。多くの国が、文書は有用であるとして、SOP の作成を支持しつつも、内容は引き続き検討が必要との意見を表明した。日本も、今次部会の直前に回付され、SOP 案の内容に関し十分精査する時間がなかったことから、非公式会合等でさらに議論してはどうかと提案した。

(結論)

インドを議長とする EWG を設置し、SOP の改訂作業を進めることに合意し、次回部会で引き続き議論することになった。

議題 7.1. コーデックス戦略計画 2014-2019 の実施のモニタリング

コーデックス戦略計画 2014-2019 の実施状況について、特に、地域においてこの間にあった進展、第 79 回執行委員会できとりまとめる最終結果報告書に記載すべき進展や障壁とそれらをメンバー国間で共有するメカニズム、また EWG にどのように効果的に参加することができるかについて議論された。

(議論)

部会に先立ち、地域調整国のインドは戦略計画 2014-2019 の実施状況について各国に質問状を送付し、回答のあった 12 カ国の実施状況できとりまとめ、報告した。

会期中、EWG への参加率が低いことが引き続き多くの国で課題となっていることから、何が障壁となっているかに関する意見交換を行うための非公式会合が開催され、各国のコーデックス窓口 (CCP) に届く作業メールが多くさばききれないこと、限定的な時間での作業に対応できないこと、EWG のプラットフォームに関する技術的な問題や言語の問題があること等の意見が出された。また解決策として、どの EWG に参加するか決めるための規準の必要性等が提案された。

(結論)

部会は、コーデックス戦略計画 2014-2019 の成果に留意し、インドが取りまとめた地域の活動に関する情報をコーデックス事務局に提出し、実施に関する最終報告書へインプットすることに合意した。

今後の調査への回答率を上げるための方策は引き続き検討していくこととなった。

コーデックスの部会や EWG への参加は引き続き既存の課題であるとして、ウェブサイトや部会中の非公式の地域会合等既存のメカニズムを活用し、取組むこととなった。また FAO 及び WHO、コーデックス事務局及び各国は、革新的な解決策を模索するためのオプションを引き続き検討していくことに合意した。

議題 7.2. コーデックス戦略計画 2020-2025：実施のロードマップ

第 42 回総会（2019 年）において、コーデックス戦略計画 2020-2025 に合意し、その具体的な実施計画について各地域調整部会で議論することになった。

今次部会では、戦略計画 2020-2025 において地域調整部会とメンバー国が実施責任者となっている目標と目的のうちアジア地域において今後 2 年間（2020-2022 年）の優先的な事項、及びそれらの達成に向けて実施すべき活動を特定し、これらの活動が戦略計画の達成にどのように貢献するかについて議論された。

（議論）

本議題に係る会期中作業部会が開催され、①優先事項となる目標を特定した後、②目標グループ毎に実施すべき活動を特定することになった。

参加したメンバー国は、①において、「目標 1：現在、新たに出現した重要な問題に適時に取組む」、「目標 2：コーデックスのリスクアナリシスの原則に基づいて基準を策定する」、「目標 3：コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める」を優先事項として挙げた。その後②において、参加したメンバー国は自国が優先事項として挙げた目標グループに参加し、具体的な活動を特定する作業を行った。それぞれの目標の活動をとりまとめた作業計画案を会期中作業部会から部会に提案した。

（結論）

部会では、会期中作業部会から提案された具体的な活動と成果目標を 2 年間に地域が実施可能な内容にする観点で修正を加えて合意した。

今後、執行委員会小委員会に作業計画案が提出され、検討される。

議題 8. コーデックスコミュニケーション作業計画

近年コーデックス事務局は、コーデックスの活動をより広く一般に伝えるため、特にウェブサイトの活用注力している。2017 年 12 月には地域における活動を伝えるため、各地域ページが設置されている。第 42 回総会において合意されたコーデックス戦略計画 2020-2025 の目標 3「コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める」では、コミュニケーションはコーデックス規格の認識を高め、コーデックスの作業をより効果的にするために必須とされ、また目的 3.1「コーデックス規格の認識を高める」では、コミュニ

ケーション作業計画における活動の数が成果指標となっている。

このことから、今次部会では、コーデックス事務局から、国及び地域レベルでコーデックスや関連する活動についてより効果的なコミュニケーションをとるため、地域調整部会を通して実施するコミュニケーション作業計画案が提示されており、その採択が求められた。具体的には、作業計画案では、コーデックス戦略計画 2020-2025 の目的 3.1 に基づいて作成された「1. 明確なコミュニケーションチャネルを設定する」、「2. 地域におけるコーデックス規格の価値についてコミュニケーションする」の 2 つの目的とそれらの活動、次回第 22 回部会（2021 年）あるいは第 43 回総会（2020 年）までの達成の指標について示された。

（結論）

部会はコーデックスにおけるコミュニケーションの重要性を確認し、一部修正を加えてコミュニケーションにかかる地域作業計画を採択し、その実施に積極的に参加することに合意した。

また、地域におけるコーデックスに関連する様々な成功事例を公開するため、各国はコーデックス事務局に情報提供することを支援することに合意した。

議題 9. コメを原料とした低アルコール飲料（にごりタイプ）の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント

（経緯）

前回部会の結果、韓国は、マッコリの地域規格をより包括的な規格とするため、規格の範囲（対象範囲）を「コメを原料とした低アルコール飲料（にごりタイプ）」に拡大し、また討議文書・プロジェクトドキュメントをアジア地域内におけるその他の類似の製品、食品安全上の問題及び貿易障壁、さらに各国の規制の多様性及び規格化への適性を含める修正し、今次部会に提出することとなっていた。

しかしながら部会に先立ちコーデックス事務局より、本議題に係る作業文書は回付されない旨アナウンスがあり、また韓国より、前回部会以降、関心国と非公式な EWG を設置し、情報を収集しようとしたが、食品安全上の問題や貿易の障害等の情報が集まらず、作業中止することにした旨説明する CRD が提出された。

（結論）

本議題では、韓国から CRD の内容と同様、作業中止とした経緯について説明があり、部会は本議題の検討を中止することに合意した。

議題 10. バチルス属（*Bacillus species*）を使って発酵させた大豆製品の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント

（経緯）

前回部会において、「納豆」の地域規格化に向けた提案に関しては、①類似の大豆発酵食品についても納豆と同様に地域規格化のニーズがあり得ること、②類似の大豆発酵食品も

含めた地域規格化への期待が各国・関係者から我が国に寄せられたこと等を踏まえ、我が国は新たな提案として、納豆単独ではなく、枯草菌 (*Bacillus subtilis*) を使って発酵するアジア地域における類似の大豆発酵食品を対象とする包括的な地域規格化を提案した。議論の結果、我が国は、アジアの関心国と協力して、「枯草菌 (*Bacillus subtilis*) を使って発酵させた大豆製品」に係る新規作業を今次部会に再度提案することになった。

前回部会以降、我が国は関心国（ブータン、中国、インド、インドネシア、ネパール、韓国、タイ）とともに非公式な EWG を設置し、関心国から提出された類似の大豆発酵製品に係る情報を整理した。その結果、類似の製品をより包括するため、発酵を行う微生物を枯草菌に限定せず、「バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品」を対象とする地域規格の作成を提案することとした。当該規格は、納豆の他、チョングッチャン（韓国）、トウチ（中国）、キネマ（ネパール）が該当する見込み。

（議論）

冒頭日本より、我が国が提出した「バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品」の新規作業提案にかかる討議文書及びプロジェクトドキュメントに基づき、今次部会までの作業結果と、より包括的な規格とするために規格の範囲を「バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品」に拡大した旨説明した。また部会直前、タイからプロジェクトドキュメントの修正に関する CRD が提出され、①タイの類似製品（トゥア・ナオ・サー）も対象とすること、また②コーデックス手続きマニュアルに記載されるフォーマットに基づき、規格の主な項目に「Weights and measures」を含めることが提案されたことを受け、日本は①を受け入れることを表明し、一方②については、納豆には適用可能ではないもの他の製品には適用可能かどうか部会での議論を求めた。

日本の提案について、タイの製品も対象とすることも含め、多くの国が新規作業として開始することを支持した。

「Weights and measures」については、コーデックス事務局より、規格は手続きマニュアルに記載されるフォーマットに沿って作成されることが望ましいが、その項目が規格に適切かどうかは部会の判断であり、規格策定作業の段階で決めることは可能との説明があった。メンバー国から特段の強い意見はなかったことから、規格の主な項目として現時点では含めないことになった。

インドネシアより、「バチルス属」にはセレウス菌等の食中毒菌もあり、この用語を規格のスコープとして使用することについて懸念が表明され、今後の規格策定作業で検討することになった。（会議終了後、コーデックス事務局より、大豆発酵ペーストの地域規格（CXS 298R-2009）が参考になる旨アドバイスがあった。）

プロジェクトドキュメントは各国からのコメントに基づきその他何点かの事項が修正された。

（結論）

部会は第 43 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意した。また、新規作業の承認を条件として、日本を議長とする EWG を設置し、次回部会での検討（ステップ 3）のための規格

原案を作成することに合意した。作業言語は英語。EWG の報告書は次回部会の 3 か月前にコーデックス事務局に提出する必要がある。

議題 11. 急速冷凍餃子 (Jiaozi) の地域規格の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント

(経緯)

中国は、急速冷凍餃子 (Jiaozi) の地域規格の新規作業提案にかかる前回部会での議論の結果を受けて、今次部会に、国内法令の多様性、食品安全上の問題、貿易障壁、規格化への適性 (Amenability) など、手続きマニュアルにある「作業の優先順位付けのための規準」において要求されている全ての情報を記載・修正した討議文書・プロジェクトドキュメントを再提出した。このプロジェクトドキュメントでは、各国の類似製品として日本の餃子、ベトナムのバンボロック、韓国のキムチ餃子、ロシアのペリメニ、ネパールのモモが記載されている。

(議論)

日本は部会直前の中国との非公式な意見交換の場で、作業開始に反対ではないが、規格の名称から中国での呼称である「Jiaozi」を削除すべき旨懸念を表明していた。またタイとインドネシアも CRD を提出し、日本と同様の懸念を表明していた。

これを受けて中国は、部会開催中にプロジェクトドキュメントを修正する CRD を提出し、「Jiaozi」を削除すること、規格の主な項目は手続きマニュアルに記載のフォーマットに沿って修正すること等を提案した。議論の冒頭では提案の趣旨を説明するとともに、冷凍餃子に関するショートビデオを上映し、メンバー国に作業開始への支持を求めた。

多くの国が修正されたプロジェクトドキュメントを支持した。日本も提案は支持したが、今後の規格策定作業において、包括性を引き続き確保すべき旨強調した。また、「餃子の具材の割合は総重量の 50% を超えるべき」との記載に関し、具体的な数値は今後検討すべきとして「50%」を「a certain %」に修正する旨提案し、受け入れられた。プロジェクトドキュメントは各国からのコメントに基づきその他何点かの事項が修正された。

(結論)

部会は、第 43 回総会に「急速冷凍餃子 (quick frozen dumpling)」の地域規格策定に係る新規作業の承認を諮ることに合意した。また、新規作業の承認を条件として、中国を議長とする EWG を設置し、次回部会での検討 (ステップ 3) のための規格原案を作成することに合意した。作業言語は英語。EWG の報告書は次回部会の 3 か月前にコーデックス事務局に提出する必要がある。

議題 12. ちまき (Zongzi) の地域規格／実施規範の策定に関する討議文書・プロジェクトドキュメント

中国は、ちまき (Zongzi) の地域規格の新規作業提案にかかる前回部会での議論の結果を受けて、今次部会に、国内法令の多様性、食品安全上の問題、貿易障壁、規格化への適性

(Amenability) など、手続きマニュアルにある「作業の優先順位付けのための規準」において要求されている全ての情報を記載・修正した討議文書・プロジェクトドキュメントを再提出した。また、前回部会において、この製品のための実施規範の作成がより適切かどうかもあわせて検討することが求められていたが、ちまき(Zongzi)の国際的な貿易障壁の撤廃に実施規範のみで対応するのは困難として、地域規格の作成を提案した。

プロジェクトドキュメントには、各国の類似製品として、日本、ベトナム、フィリピン、タイ、マレーシアのちまきが記載されている。

(議論)

日本は部会直前の中国との非公式な意見交換の場で、規格化への適性(Amenability)の面で懸念があること、また規格のタイトルに中国の呼称である「Zongzi」が引き続き用いられていることへの懸念を表明した。またタイとインドネシアもCRDを提出し、より一般的な用語を用いるべきとする意見を表明していた。

これを受けて中国は、部会開催中にプロジェクトドキュメントを修正するCRDを提出し、タイから情報提供されたタイの類似製品を含めることや規格の主な項目を手続きマニュアルに記載のフォーマットに沿って修正すること等を提案した。「Zongzi」の名称はそのまま使用されており、これについて議論の冒頭、従来より使用している用語であり、より一般的な名称が見つかるまで暫定的に使用することとしたい旨説明があった。またちまきに関するショートビデオを上映し、メンバー国に作業開始への支持を求めた。

日本は、コーデックス規格はもっと包括的であるべきであり、また新規作業提案は執行委員会でプロジェクトドキュメントのレビューを行うが、暫定的な名称の新規作業提案を承認することは難しい旨指摘した。さらに、コーデックス事務局に対し、規格化への適性(Amenability)に関する説明を求めたところ、手続きマニュアルでは、規格策定の検討にあたり、製品を識別するために必要な情報として、製品の定義や構成成分等の品質要件と品質の特徴に関する情報の提供を求めている旨回答があった。中国はこれら必要な情報は提供しており、規格化への適性は満たしている旨強調した。

新規作業を開始することについては多くの国が支持する発言をしたことから、総会に提出するプロジェクトドキュメントの修正を行うことになった。

製品名については、「Zongzi」ではなくより一般的な用語を検討することになった。メンバー国から様々な名称が提案されたが(日本は「steamed rice wrapped in plant leaves」、シンガポールは「rice dumpling」を提案)、製造工程で蒸す以外にも茹でることもあるとの指摘を踏まえ、「植物の葉で包んだ調理米(cooked rice wrapped in plant leaves)」が採用された。また、規格の範囲(スコープ)は「原材料がglutinous rice(もち米)」となっていたため、日本は和菓子ちまきの削除を提案する予定にしていたが、インドネシアが、インドネシアの製品にはnon-glutinous(うるち米)を原材料とするものもあると指摘し、スコープにはもち米以外の米も範囲に含めることになった。この結果、和菓子ちまきも規格に該当することになった。

製品の定義について、加工方法や米を包む植物の葉やちまきの具材の事例についていく

つかの修正が加えられた。またインドネシアからの要請により、インドネシアの該当製品を対象にすることになった。

(結論)

部会は第43回総会に「植物の葉で包んだ調理米(cooked rice wrapped in plant leaves)」の地域規格策定に係る新規作業の承認を諮ることに合意した。また、新規作業の承認を条件として、中国を議長とするEWGを設置し、次回部会での検討(ステップ3)のための規格原案を作成することに合意した。作業言語は英語。EWGの報告書は次回部会の3か月前にコーデックス事務局に提出する必要がある。

議題 13. 地域調整国の指名

現在アジア地域調整国を務めているインドは、第38回総会(2015年)において任命され、また第40回総会(2017年)で再選された。現在2期目を務めており、第43回総会(2020年)で任期を満了するため、今次部会において、次期調整国の指名が行われた。今次部会前から中国が次期調整国立候補の意思を表明していた。

(結論)

多くの国が中国を次期調整国として支持し、部会は中国を次期調整国として指名することに合意した。

議題 14. その他の事項

(i) 「イワシ及びイワシ類缶詰製品規格(CXS 94-1981)」の2.1.1章のSardinella属のリストに *Sardinella lemuru* (Bali Sardinella) (カタボシイワシ) を追加する修正

今次部会直前、フィリピンは、フィリピン近海で採れる *Sardinella lemuru* (Bali Sardinella) (カタボシイワシ) がイワシ缶詰規格中のイワシのリストに含まれておらずEUとの貿易に支障が生じていることを背景に、当該規格への追加修正作業を提案する議場配布文書(CRD)を提出した。部会において、フィリピンから、アジア地域に本事項に関連する国があることから、執行委員会(CCEXEC)に提出前にコメントがあれば受け付けたいとして、提案が紹介された。特段のコメントは出されなかった。

(ii) 乳製品を原材料とする伝統菓子の規格(インド)

インドより、ミタイ(mithai)と呼ばれるインド固有の伝統菓子に関する地域規格の策定の新規作業が提案された。しかしながら、日本をはじめ複数の国々が、当該提案に関するCRDの提出が今次部会開催中であったことから本国での十分な検討の時間が必要であること、また他の地域規格策定の議論でも指摘されたように、包括的な規格にすべきことを指摘した。インドは次回第22回部会に地域で貿易されている地域の類似製品を含む包括的な規格を再提案することになった。

(iii) アジア地域におけるFAO及びWHOの能力開発活動に関する認識の向上

議題1「議題の採択」において本件は議題として登録されていなかったが、WHO より、アジア地域において FAO 及び WHO による能力開発活動があまり知られていないことから、CCASIA の常設議題とすることが提案された。部会は、議題に含めることを検討することに合意した。

議題 15. 次回部会の日程及び開催地

次回部会は約 2 年後に開催予定。開催地等の詳細は第 43 回総会（2020 年）による地域調整国の任命後に決定される。

(参考)

CCASIA の作業の概要及び状況

事項	ステップ	今後のアクション
バチルス属 (<i>Bacillus species</i>) を使って発酵させた大豆製品の地域規格策定	1/2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 79 回執行委員会 ・ 第 43 回総会 ・ 電子作業部会（議長国：日本） ・ 第 22 回 CCASIA
急速冷凍餃子の地域規格策定	1/2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 79 回執行委員会 ・ 第 43 回総会 ・ 電子作業部会（議長国：中国） ・ 第 22 回 CCASIA
植物の葉で包んだ調理米 (cooked rice wrapped in plant leaves) の地域規格策定	1/2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 79 回執行委員会 ・ 第 43 回総会 ・ 電子作業部会（議長国：中国） ・ 第 22 回 CCASIA
乳製品を原材料とする伝統菓子の地域規格の策定提案	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ インド（討議文書を準備） ・ 第 22 回 CCASIA
CCASIA で策定された地域規格の食品添加物条項の整合作業	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会（議長国：中国） ・ 第 22 回 CCASIA
アジア地域調整国及びメンバー国それぞれの役割と作業手順を示した「標準作業手順書 (SOP)」策定	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会（議長国：インド） ・ 第 22 回 CCASIA
食品添加物条項の廃止（発酵大豆ペースト規格 (CXS 298R-2009) 及びチリソース規格 (CXS 306R-2011) から酒石酸塩の食品添加物条項を削除）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 43 回総会
海苔製品規格 (CXS 323R-2017) の分析法（酸化の分析法及び水分の分析法のタイプ分類）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 41 回 CCMAS

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 51 回食品衛生部会

日時：2019 年 11 月 4 日（月）～11 月 8 日（金）

場所：クリーブランド、オハイオ（米国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) を含む FAO, WHO から提起された事項
4	国際獣疫事務局 (OIE) からの情報
5	食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実施規範案
6	食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改訂原案
7	生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のためのガイダンス文書原案
8	牛肉、未殺菌乳、未殺菌乳から製造されたチーズ、葉物野菜及びスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌 (<i>Shiga toxin-producing Escherichia coli</i> :STEC) の管理のためのガイドライン原案
9	食品加工における安全な水の使用の原則に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第 51 回食品衛生部会 (CCFH) の主な検討議題

日時：2019 年 11 月 4 日 (月) ～11 月 8 日 (金)

場所：クリーブランド、オハイオ (米国)

主要議題の検討内容

仮議題 1 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、適宜対処したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より説明が行われる予定。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3. FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項

CCFH において現在検討中の作業に関連した JEMRA の活動等が報告される。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 4. 国際獣疫事務局 (OIE) からの情報

適宜聴取したい。

仮議題 5. 食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範案

第 49 回会合で豪州及び米国が、食品製造中の交差接触防止や表示の役割を含めたアレルギー管理について、食品事業者と政府のためのガイダンスを作成することを提案し、第 41 回総会で新規作業として承認されたもの。前回会合においてステップ 5 で第 42 回総会に諮ることに合意し、採択されたことから、今回ステップ 7 で議論するための案が回付されている。

我が国としては、案に記載されたアレルギーの管理措置が各国で現状どのように適用されているかを適宜聴取しつつ、消費者の健康保護のため、食品事業者にとって活用しやすく実行可能なガイダンスとなるよう、柔軟性のある記載となるよう対処したい。

なお、前回会合において、以下の事項については、CCFL (食品表示部会) 及び FAO/WHO 専門家会議に助言等を求めることとされているが、CCFL は、FAO/WHO の助言を踏まえて次回第 46 回会合 (2020 年 10 月) で本件について議論する予定である。FAO/WHO 専門家会議の科学的助言は現時点では未達であるが、会合で報告された場合は、情報収集に努め、適宜対処したい。

CCFL に承認又は助言を求める事項

- 予防的なアレルギー表示の使用の適切性 (REP19/FH の Appendix III のパラ 14, 28, 72, 152, 160, 161) 及びその定義
- アレルギー反応を起こす食品リスト (パラ 9)

FAO/WHO 専門家会議に科学的助言を求める事項

- ① 重要なアレルギー (グルテンを含む穀類、甲殻類、卵、魚類、乳、ピーナッツ、大豆及び木の実) について、アレルギーがある消費者のほとんどが反応を起こさない目安となる値はどこか。
- ② 食品事業者がどのようにその値を使って、以下の事項を決定できるか。
 - どの程度の清掃方法であれば、アレルギーがあるほとんどの消費者に対して、アレルギー交差接触によるリスクを防止または最小限度となるようアレルギーを除去できるのか
 - 低濃度のアレルギーを含む原材料 (例: 予防的なアレルギー表示がされた原材料) の使用にあたり、アレルギー交差接触を防止または最小限度に抑えるために管理が必要となるのか
- ③ 優先的なアレルギーについて、食品及び接触表面の試験のための適切な分析方法
- ④ 食品事業者が下記を決定するために、利用できる方法/ツールは何か。
 - 清掃手順の後に、食品にアレルギー交差接触が合理的に発生する可能性は高いか
 - 異なるアレルギープロフィールの食品に使用した器具から、アレルギー交差接触が合理的に発生する可能性が高いか
 - 交差接触の結果おきる食品中のアレルギーのレベル

仮議題 6. 食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改訂原案

第 47 回会合で新規作業として採択することが合意され、議論されてきたもの。前回 (第 50 回) 会合においては、導入 (introduction) 及び用語の定義の部分を中心に議論されたが、本改訂案については再びステップ 2 に戻し、英国を議長国、フランス、ガーナ、インド、メキシコ及び米国を共同議長国とする電子作業部会にて議論することとされた。

電子作業部会では、前回会合で議論されなかったセクション及び角括弧に入っている (合意できなかった) テキストに重点を置いて作業が行われたほか、現行文書にある図表 (HACCP 適用のロジカルシーケンス、CCP 判断樹の例及び HACCP ワークシートの例) を含めるか否か等について検討が行われ、その報告書がステップ 3 で回付されている。今回会合では、物理的作業部会を開催しステップ 3 で提出された各国コメントを検討した上で本会合で議論するための修正原案を作成することとなっている。

これまでの議論において、我が国は小規模を含めた全ての食品事業者にとって理解しやすく、活用しやすい内容となるよう、可能な限り文書は簡潔にし、元の文書構成を保つべきであるとの立場で対処してきたところ。我が国からの意見は概ね反映されており、大きな論点は残っていないが、引き続き同様の立場で適宜対処したい。

仮議題 7. 生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のガイダンス文書原案

第 49 回会合で EU が新規作業として提案し、第 41 回総会で新規作業として承認されたもの。前回会合においては、本文書の対象範囲や用語の定義及び使用を中心に議論されたが、再度ステップ 2 に戻し、デンマークを議長、EU 及びチリを共同議長とする電子作業部会で再起草することで合意されていた。

電子作業部会で議論された内容の主な結論は以下のとおり。

- WHO の文書に記載されている既存のテンプレート（様式等）*を例示として引用すること。なお、メンバー国は、これらテンプレートを使用する義務はなく、必要に応じてガイダンスとして参照することが想定されている。

※アウトブレイク発生時の記述疫学に必要な情報の収集・更新のためのテンプレート、仮説形成のための標準的な質問票のテンプレート、コホート研究・症例対照研究のためのテンプレート、アウトブレイク発生と調査結果報告のためのテンプレート、迅速なリスク評価のためのテンプレート

- 上記のうち、迅速なリスク評価のためのテンプレート（評価に必要と考えられる項目のリスト）を策定し、付属文書として本ガイダンスに含めること。
- アウトブレイク情報を取り扱う国内ネットワーク・国際的ネットワークの構造・関係性について図式化し、付属文書として本ガイダンスに含めること。

我が国は、新たな文書が既存の文書と齟齬のないように、また重複のないようにすべきとの立場で対処してきており、引き続きその立場を堅持しつつ適宜対処したい。

仮議題 8. 牛肉、未殺菌乳、未殺菌乳から製造されたチーズ、葉物野菜及びスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌(Shiga toxin-producing *Escherichia coli*:STEC)の管理のためのガイドライン原案

前回会合で新規作業とすることで合意されたことを受け、チリ及び米国を共同議長とする電子作業部会においてステップ 3 で回付するための原案を作成することとされていたもの。原案は、対象食品全体をカバーする本体部分と、個々の食品に特異的な措置に関する付属文書から成っており、付属文書 I は生鮮牛肉、付属文書 II は生鮮葉物野菜を扱っている。STEC に特異的かつ効果的な管理措置に関するガイドラインが策定されるよう適宜対処したい。

なお、付属文書 I の牛肉については、生産段階から消費の各段階における STEC の管理措置に関する情報やデータの提供を各国に求める Call for data を FAO/WHO が発出しているところであり、効率的な議論のためには、これら情報を踏まえて FAO/WHO から提供される科学的助言を得て検討することが望ましいとの方向で対処したい。また、付属文書 II の葉物野菜については、既に存在する生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範 (CXC53-2003) と重複する内容が多く、STEC に特化した管理措置の記載に乏しいことから FAO/WHO に追加的な科学的助言を求める必要性を含めて検討がなされることが適当との立場で対処したい。

仮議題 9. 食品加工における安全な水の使用の原則に関する討議文書

「食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及び HACCP に関する付属文書」の「水」のセクションについては、FAO/WHO 専門家会合の報告書が出版された時点で当該報告書を引用することとしているが、前回会合において、食品の加工における安全な水の使用の原則について討議文書を作成する必要性が認識されたことから、ホンジュラスがチリ、EU、インド及びデンマークのサポートを得て起草することになっていたもの。

CCFH の要請に応じて 2017 年及び 2018 年に開催された FAO/WHO 専門家会合の報告書において、水源の種類に応じたリスクベースのアプローチ、目的に応じた水の適切性の評価についてコーデックス文書に記載することが提案されている。新規作業の対象範囲、既存の文書との関連を含め、新規作業の必要性について情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 10. その他の事項及び今後の作業

(a) 新規作業/今後の作業計画

適宜対処したい。

仮議題 11. 次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 12. 報告書の採択

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう適宜対処したい。

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 41 回栄養・特殊用途食品部会**

日時：2019 年 11 月 24 日（日）～11 月 29 日（金）

場所：デュッセルドルフ（ドイツ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4a	年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示（ステップ 6）
4b	年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、年少幼児向け [製品] の必須構成成分（ステップ 7 に留め置き）
4c	年少幼児向け [製品] の定義及び表示（ステップ 4）
4d	年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、年少幼児向け [製品] 原案（ステップ 4）
5a	Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドラインに関する原案（ステップ 4）
5b	Ready-to-use Therapeutic Foods : 5.2.2 章（食品添加物）及び 6.2 章（たんぱく質）
6a	トランス脂肪酸フリー強調表示に関する原案（ステップ 4 に留め置き）
6b	トランス脂肪酸低減のためのリスク管理の可能性（討議文書）
7	バイオフィューフィケーション（生物学的栄養強化）の定義原案（ステップ 4）
8	年長乳児及び年少幼児の栄養参照量（討議文書）
9a	食品添加物の技術的正当性を検討するためのメカニズムや枠組み
9b	CCNFSDU 規格の食品添加物規定と GSFA の整合

10	CCNFSDU の作業のよりよい管理のための優先付けメカニズム（討議文書）
11	食品及びダイエタリーサプリメントに用いるプロバイオティクスのガイドライン（討議文書）
12	栄養プロファイル設定のための一般ガイドライン（討議文書）
13	その他の事項及び今後の作業
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

第 41 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時：2019 年 11 月 24 日 (日) ～11 月 29 日 (金)

場所：デュッセルドルフ (ドイツ)

仮議題 4：フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CXS 156-1987) の見直し (経緯)

第 32 回部会 (2010 年) において、ニュージーランドより、規格の見直しについて提案され、第 35 回総会 (2012 年) において新規作業として承認された。これまでの部会において、規格の全体構成は今後決定するとした上で、年長乳児 (6-12 か月) を対象にしたセクション A、年少幼児 (12-36 か月) を対象にしたセクション B に分けること、それぞれの必須構成成分については概ね合意に達し、第 41 回総会 (2018 年) で予備採択された。また、セクション A の年長乳児の範囲、記述及び表示に関する条項は、第 42 回総会 (2019 年 7 月) において、表示の一部 (9.6.4 章の追加的要求事項における cross promotion (異なる商品同士で販売促進をすること) の禁止) について今次部会で議論することとされたものの、その他の条項については予備採択された。

仮議題 4a：年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示 (ステップ 6)

(経緯)

前回部会では、スコープ (1 章) に「sampling」を加えたこと、定義 (2.1 章) において年長乳児向け製品を母乳代替品としたこと、表示 (9 章) において、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CXS 1-1985)」、「栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985)」、「栄養・健康強調表示の使用に関するガイドライン (CXG 23-1997)」の要件を本製品に適用すること、栄養・健康強調表示の使用の禁止について、これを強調し、また「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981)」との整合性をとるため、明示的に文章を盛り込むこと、追加的要求事項 (9.6 章) に cross promotion の禁止を含めることとされた。なお、cross promotion の禁止の対象を「label」又は「labelling」のどちらにするかは今後検討することされた。

表示条項 (9 章) について、第 45 回食品表示部会 (CCFL) (2019 年 5 月) において、原材料 (9.2.2 章)、栄養成分表示 (9.3 章) 及び保存方法 (9.4 章) の修正を加えた上で、承認されたが、9.6.4 章の cross promotion の禁止については当部会に cross promotion の定義を明確にするよう再検討を求めることになった (第 42 回総会 (2019 年 7 月) で予備採択)。

(対処方針)

第 42 回総会で予備採択された案については支持する、また商品の販売促進のための広告等を含む表示は、消費者を誤認させ、製品の誤使用を助長するようなものは不適切と考

えられるため、クロスプロモーションの定義が明確になればよいという立場で対処したい。

仮議題 4b：年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、年少幼児向け〔製品〕の必須構成成分（ステップ 7 に留め置き）

（経緯）

前回部会では、第 39 回部会（2017 年）で合意に達しなかったセクション B の項目（たんぱく質における品質評価方法（脚注 2）、炭水化物における甘味に影響する炭水化物の使用（脚注 4）、ビタミン D）を議論した結果、たんぱく質における品質評価方法（脚注 2）とビタミン D は合意したが、脚注 4 の記述、これに関連して任意の原材料の記述（3.2.1 章）について、ニュージーランドを議長、フランス及びインドネシアを共同議長とする電子的作業部会（EWG）で検討することとされた。

今次部会では、前回部会までに合意済の事項については議論されない予定。EWG の検討結果は仮議題 4d で議論される。

仮議題 4c：年少幼児向け〔製品〕の定義及び表示（ステップ 4）

（経緯）

前回部会では、スコープ（1 章）については合意したが、定義（2.1 章）において本製品を母乳代替品とするかについては意見がわかれ、表示（9 章）については議論できず、今次部会に議論を延期することになった。

（対処方針）

年少幼児については、我が国においては離乳が進み、種々の食品を摂取している状況であること、規定される栄養成分の種類が少ないことに鑑みると、該当製品を母乳代替品とする必要性は乏しいとの立場に立ち、各国の発言に留意し、対処したい。

仮議題 4d：年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、年少幼児向け〔製品〕原案（ステップ 4）

（経緯）

前回部会では、仮議題 4b の事項のほか、残された事項（純度、ビタミン化合物及びミネラル塩、放射線照射の禁止、許可される食品添加物、食品添加物のキャリーオーバー、汚染物質、衛生、容器包装等）について、EWG で検討することとされた。

今次部会では、EWG の検討結果を踏まえて議論する。EWG からは、純度、ビタミン化合物及びミネラル塩、分析及びサンプリング方法等は現行のフォローアップフォーミュラの規格を保持すること、またキャリーオーバーに関しては食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）序文のセクション 4 を参照する（オプション 1）または乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）とシリアルベースの乳幼児用加工食品規格（CXS 74-1981）の記載を引用するの（オプション 2）こと等について提言されている。

(対処方針)

甘味を与える物質の添加については、各国の裁量を認めるようにすべきという立場で、またその他の条項については、各国の発言等に留意しつつ、対処したい。

仮議題 5 : Ready-to-use Therapeutic Foods

(経緯)

第 36 回部会 (2014 年) において国連児童基金 (UNICEF) より急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関する規格の策定が提案され、第 37 回部会 (2015 年) において、急性栄養不良 (Severe Acute Malnutrition : SAM) の治療用と目的を明確化した上で新規作業を開始することに合意し、第 39 回総会 (2016 年) で承認された。

仮議題 5 a : Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドラインに関する原案 (ステップ 4)

(経緯)

前回部会では、以下について議論した。

- ・ 提言 1 (5.1 章 (基本原材料) のうち 5.1.2 章 (マメ科植物及び種子類))、提言 2 (5.1.5 章 (ビタミン及びミネラル類))、提言 5 (6.1 章 (エネルギー)) については、CRD28 の内容に微修正を加えて合意した。
- ・ 提言 3 (5.2 章 (その他の原材料) のうち 5.2.1 章 (利用可能な炭水化物)) は、PWG では甘味のために遊離糖の使用を認めるかどうかで意見がわかれ、本会合に議論が持ち越されたが、本会合における議論の結果、遊離糖を RUTF に使用する場合は総エネルギーの 20% を超えないこととする文言を脚注ではなく本文に追記することとし、また本章を糖類だけではなく一般的な炭水化物に適用するため、「Available (利用可能な)」を削除することに合意した。さらに、脚注 6 として記載されていた「植物でんぷん、乳糖、マルトデキストリン、ショ糖が RUTF に用いられる望ましい炭水化物である。調理済みまたは糊化したでんぷんを使用する。」も本文に記載し、脚注は削除することになった。本章は、6.3 章 (脂質)、6.2 章 (たんぱく質) とも関連していることから、5.2.1 章は今後検討することに合意した。
- ・ 提言 4 (5.3 章 (RUTF 製造における他のマトリックスの使用)) について、RUTF の製造は「特殊医療用食品の表示及び強調表示に関するコーデックス規格 (CXS 180-1991)」の 3 章に従う旨を 5 章の冒頭に記載し、5.3 章は削除することになった。

今次部会では、前回部会にて物理的作業部会 (PWG) からの提言のうちで議論できず、ステップ 4 にとどめられた提言 (栄養組成及び品質要素、汚染物質、適正製造規範及び適正衛生規範、分析及びサンプリング法等) について議論する。

(対処方針)

科学的に妥当なものとするという立場に立ちつつも、深刻な SAM が問題となっている地域に対する配慮も必要という観点に立ち、対処したい。

仮議題 5b : Ready-to-use Therapeutic Foods : 5.2.2 章 (食品添加物) 及び 6.2 章 (たんぱく質)

(経緯)

前回部会では、会議直前に開催された物理的作業部会 (PWG) の検討でまとめられた提言を踏まえて議論したところ、食品添加物 (5.2.2 章) については、段階的アプローチをとること※、たんぱく質 (6.2 章) に関しては時間がなく議論には至らなかったことから、南アフリカを議長、セネガルとウガンダを共同議長とする EWG を再度設置し、引き続き議論することになった。

今次部会では、EWG の検討結果を踏まえて議論する。

- ※ : ①現在使用されている添加物の確認、
②そうした添加物が CCNFSDU や他部会の既存の規格で使用が認められているかの点検、
③文言の作成

(対処方針)

Ready-to-use Therapeutic Foods として必要な添加物が利用でき、たんぱく質の品質評価の記述として妥当なものとするとの立場から対処したい。

仮議題 6 : トランス脂肪酸

(経緯)

第 35 回部会 (2013 年) において、第 41 回食品表示部会 (CCFL) (2013 年) から求められていたトランス脂肪酸 (Trans Fatty Acids:TFA) フリー強調表示の要件の策定に関する助言について検討を行い、今後の部会で WHO 栄養ガイドンス専門家諮問グループ (NUGAG) での主要健康指標への影響に関するレビューと、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) での TFA の分析法に関する作業を踏まえて検討することとなった。

第 38 回部会 (2016 年) では、第 36 回 CCMAS (2015 年) からの回答と NUGAG のレビュー結果を踏まえ、カナダが討議文書を作成し、TFA を「含まない旨」の要件※を提案した。

- ※ : ・栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CXG 23-1997) の 5 章 (Nutrient Content Claims) の飽和脂肪酸とコレステロールの間に挿入すること
・脂質 100 g につきトランス脂肪酸 1 g かつ「飽和脂肪酸が「低い」旨の条件を満たさなければならない

第 39 回部会 (2017 年) では、分析法について、CCMAS から、本部会が提案しようとする食品と 3 種類の分析法の組み合わせについて、妥当性確認されているトランス脂肪酸レベルの情報 (表と参照情報) が提供されたことを踏まえ、脂質 100 g につき TFA 1 g が分析可能との説明があった。

仮議題 6 a : トランス脂肪酸フリー強調表示に関する原案 (ステップ 4 に留め置き)

仮議題 6 b : トランス脂肪酸低減のためのリスク管理の可能性 (討議文書)

(経緯)

前回部会では、TFA の低減への取組が公衆衛生上重要である点は概ね合意したが、要件案については、すべての食品で正確に TFA を測定することは困難、最初から TFA を含

まない食品も「含まない」と表示できるのは消費者に誤認を与える等の否定的な意見が出された。他方、この要件案を支持またはもっと低くしたいとする意見も出された。議論の結果、油脂部会（CCF0）と CCFL へ本作業について情報提供すること、フリー表示の要件案についてはステップ 4 のまま議論を一時停止し、カナダが TFA 低減のための様々なリスク管理の可能性に関する討議文書を作成することとされた。

今次部会では、TFA の摂取量削減ためのリスク管理オプションとその長所・短所、コーデックスにおけるリスク管理の役割の可能性を示した表が準備され、議論される。

（対処方針）

TFA フリーの要件について、これらのオプションがどう活用されるか議論の動向を注視しつつ、議論の内容によっては、各国の TFA 摂取量の実態に応じた十分な柔軟性が確保できるようにするとの立場から、対処したい。

仮議題 7：バイオフィォーティフィケーション（生物学的栄養強化）の定義原案（ステップ 4）

（経緯）

第 35 回部会（2013 年）において、国際食糧政策研究所（IFPRI）とカナダが「Biofortification:バイオフィォーティフィケーション」に関する討議文書を提示し、「バイオフィォーティフィケーション」の定義作成と食品表示における語句の使用基準作成にかかる作業の重要性について、多くのメンバーが支持した。第 36 回部会（2014 年）では、ジンバブエと南アフリカが改訂した討議文書に基づき議論し、新規作業を開始することに合意し、第 38 回総会（2015 年）で承認された。第 37 回部会（2015 年）から主に定義の構成要素（クライテリア）について検討されている。

前回部会では、ジンバブエを議長、南アフリカを共同議長とする EWG から提案された定義原案と脚注に基づいて議論が行われた。定義案に対し、各国・地域のニーズにあわせて柔軟性を確保する結果、国際的な調和のない定義となることへの懸念や、“Bio” の用語を有機的に生産されていない食品にも使用することは問題等の懸念が示された。また、定義がどのように使用され、どこに位置づけられるかは、CCFL からの要請により始まったものであることから、定義原案を CCFL に送付し、①本定義は CCFL の要請に見合うものか、また②定義の使用目的とどこに収載するのが適しているかについて明確化を求めることとした。

一方、本部会の要請を受けて検討した第 45 回 CCFL (2019 年 5 月)においては、既存のコーデックス文書は十分にバイオフィォーティフィケーションの表示をカバーしており新たな定義は不要との結論となった。今次部会では、第 45 回 CCFL の検討結果を踏まえて議論される。

（対処方針）

本議題の継続又は中止が議論される場合には、中止を支持して差し支えないとの立場で対処したい。

仮議題 8：年長乳児及び年少幼児の栄養参照量（討議文書）

（経緯）

第 37 回部会（2015 年）において、年長乳児（6-12 か月）及び年少幼児（12-36 か月）の栄養参照量（Nutrient Reference Values - Requirements: NRV-R）について、EWG を設置し、①年長乳児及び年少幼児の NRV-R の設定の必要性、②必要な場合、NRV-R のパラメータ（栄養素、年齢層、スコープ（範囲））、③FAO/WHO 合同栄養専門家会議（JEMNU）への依頼の検討、④栄養表示への適用の検討について、議論することになったが、議長に立候補する国がなく、議論を延期していた。

第 39 回部会（2017 年）において、アイルランドが議長、メキシコ、米国が共同議長に立候補したことから、EWG での作業を継続すること、EWG では実現可能性の観点から、第 37 回部会で合意した EWG の作業内容のうち、①と④について議論することになった。

前回部会では、年長乳児及び年少幼児の NRV-R を設定する年齢区分や関連するコーデックス文書への反映、栄養表示への適用についての CCFL への諮問案について議論された。

年齢区分は、多くのメンバー国が、年長乳児と年少幼児の二つの区分に分けることを支持していたが、対象が両区分にわたる製品に対応するため、年齢幅を統合した NRV-R がある方がよい場合があるとの意見が出されたことから、今後、年齢幅を統合した NRV-R を追加するかどうか決めることになった。

また、年齢幅は、6 か月から 12 か月、及び 12 か月から 36 か月とすることに合意したが、年齢の境界は結論に達しなかった。

EWG の結果を受け、7 つの提言※及びプロジェクトドキュメントが示されている。今次部会では、これらについて議論される。

※：提言 1（年齢幅の標準化）、提言 2（栄養表示と NRVs-R の掲載場所）、提言 3（ビタミン、ミネラル類組成の目安）、提言 4（国内規制下における栄養強調表示への適用）、提言 5（ビタミン・ミネラル類の NRVs-R）、提言 6（たんぱく質の NRVs-R）、提言 7（NRVs-R 設定の優先順位）

（対処方針）

年長乳児及び年少幼児の NRV-R の設定にあたり、議論の方向性を注視しつつ、本議題を新規作業とすることについては差し支えないとの立場で対処したい。

仮議題 9 a：食品添加物の技術的正当性を検討するためのメカニズムや枠組み

（経緯）

第 38 回部会（2016 年）において、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価のための食品添加物の優先リストに載せることを目的とした食品添加物の技術的正当性を検討するためのメカニズムや枠組みの提案について検討することとなった。

第 39 回部会（2017 年）では、枠組みは乳児・年少幼児向けの食品規格に限定せず本部会に委任されている全ての食品をカバーすることに合意し、EWG（議長：EU、共同議長：ロシア）を設置し、食品添加物の技術的必要性の評価のプロセス、枠組み、キサンタンガム（INS 415）、ペクチン（INS 440）及びジェランガム（INS 418）の技術的必要性の評価に

ついて検討を行い、第 40 回部会（2018 年）に提言することになった。

第 40 回部会では、食品添加物の技術的必要性の評価のプロセス、及び食品添加物の技術的必要性を評価するための枠組みの中のスコープ（範囲）、質問事項 1「特定及び用途」及び質問事項 2「GSFA の前文のセクション 3.2 への適合」について合意した。その他の事項については時間がなく議論されなかった。

今次部会では、会合直前に、EU を議長、ロシアを共同議長とする PWG を開催し、質問事項 3 を検討するとともに、申請者から提出された情報を基に、当該枠組みを、キサントガム（INS 415）、ペクチン（INS 440）及びジェランガム（INS 418）の技術的必要性の評価に試用することについて議論することが予定されている。

（対処方針）

食品添加物の技術的必要性が適切に評価されるよう、対処したい。

仮議題 9b：CCNFSDU 規格の食品添加物規定と GSFA の整合

（経緯）

第 40 回部会（2018 年）において、食品添加物部会（CCFA）において「個別食品規格の食品添加物条項の整合をとるための個別食品部会向けのガイダンス」が作成されたことを受け、CCNFSDU に委任されている個別食品規格における食品添加物条項と GSFA の整合作業を進めることになったが、どの国も本作業を牽引することに立候補しなかったため、第 41 回部会で再度検討することとなった。

今次部会では、ドイツが、議論を進めるため、上記ガイダンスに基づき、個別食品規格の食品添加物条項の修正案を示した文書を作成し、提示しており、当該文書を基に議論される予定。

（対処方針）

個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項が整合するよう、対処したい。

仮議題 10：CCNFSDU の作業のよりよい管理のための優先付けメカニズム（討議文書）

（経緯）

前回部会において、本部会の作業が滞っていることから、第 75 回執行委員会（2018 年）の要請に応じて、議長国のドイツが、これまでに完了した作業、部会で進められなかった作業、現在進行中の作業、今後提起されそうな問題を整理した文書を作成し、当部会の作業を優先付けするような長期的な作業管理スキームを検討することに合意した。

今次部会では、ドイツが取りまとめた上記リストと、優先付けガイドライン案について議論される。

（対処方針）

議論の動向を注視しつつ、優先付けメカニズムの内容が部会作業の適切かつ効率的な管理に資するものとなるよう、対処したい。また、本ガイドライン案の位置づけや取扱

いについては、食品衛生部会 (CCFH) の作業の優先付けのプロセスに関する文書と同様、情報提供文書となるよう対処したい。

仮議題 11: 食品及びダイエタリーサプリメントに用いるプロバイオティクスのガイドライン (討議文書)

(経緯)

前回部会では、国際プロバイオティクス協会 (IPA) の提案を支持することを表明していたアルゼンチンから討議文書とプロジェクトドキュメントが提出され、新規作業の開始について議論された。プロバイオティクスの貿易が増加しており、国際的なガイドラインが必要との意見もあったが、プロジェクトドキュメントに記載された作業内容・目的が明確ではない、本作業の必要性は現時点では低い、プロバイオティクスに関する国際的な定義についてまずは情報収集すべきとの意見も出された。

今次部会では、アルゼンチンが議論を踏まえて修正した討議文書とプロジェクトドキュメントについて議論される。

(対処方針)

新規作業の必要性を聴取し、適宜対処したい。

仮議題 12: 栄養プロファイル設定のための一般ガイドライン (討議文書)

(経緯)

第 44 回 CCFL (2017 年) において、コスタリカとニュージーランドの提案による包装前面の栄養表示 (Front-of-Pack Nutrition Labelling: FOPNL) に関する新規作業を開始することに合意し、CCFL から CCNFSU に対し、CCNFSU が CCFL の作業にどのように貢献できるか検討するよう求められ、第 39 回部会 (2017 年) において、コスタリカとパラグアイより、FOPNL の作業を補完する栄養プロファイルの設定に関する一般ガイドラインの策定の新規作業が提案された。

前回部会では、新規作業の開始については、WHO 等の出版物における様々な栄養プロファイルモデルをまとめるところから開始すべき、時期尚早等の意見が出され、WHO からは、WHO がまとめた既存の栄養プロファイルモデルに関するカタログを喜んで共有する旨示された。議論の結果、アルゼンチンとコスタリカが栄養プロファイルの一覧表をまとめ、今次部会での検討のための討議文書を作成することに合意した。米国が本作業を手伝う旨申し出た。

今次部会では、コスタリカとパラグアイが、既存の栄養プロファイルモデル (NPM) をまとめたデータベースをもとに、FOPNL 開発に特化した NPM のデータベースを作成し、栄養プロファイル作成のためのガイドラインの新規作業は必要だと結論付けた上で、プロジェクト文書が提示されている。

(対処方針)

新規作業の必要性を聴取し、適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 7 回薬剤耐性に関する特別部会

日時 2019 年 12 月 9 日（月）～12 月 13 日（金）
場所：ピョンチャン（韓国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO、WHO 及び OIE から提起された事項
4	その他の国際機関から提起された事項
5	AMR の最小化及び抑制のための実施規範改定原案
6	AMR の統合的なサーベイランスに関する指針原案
7	その他の事項
8	次回会合の日程及び開催地
9	報告書の採択

第 7 回薬剤耐性に関する特別部会の主な検討議題

日時：2019 年 12 月 9 日（月）～12 月 13 日（金）

場所：ピョンチャン（韓国）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

今回の TFAMR（薬剤耐性（AMR）に関する特別部会）で検討する議題の確認であり、適宜対処したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より説明がなされる予定。情報収集に努め、適宜聴取したい。

仮議題 3. FAO、WHO 及び OIE から提起された事項

聴取のうえ適宜対処したい。

仮議題 4. その他の国際機関から提起された事項

聴取のうえ適宜対処したい。

仮議題 5. AMR の最小化及び抑制のための実施規範改定原案（ステップ 4）

（経緯）

2005 年に採択された「AMR の最小化及び抑制のための実施規範(CXC 61-2005)」の改定について、2017 年 7 月の第 40 回コーデックス総会において新規作業として承認。2017 年 12 月の第 5 回 TFAMR では、Definitions と General Principles 以外について加盟国の意見が聴取されたが、電子的作業部会（EWG）において具体的なセクション・パラグラフごとのテキストの修正について引き続き検討することになった。昨年 12 月の第 6 回 TFAMR では、多くの点で合意に到ったが、引き続き議論が必要な点については、EWG で議論することとされた（EWG は前回と同じく議長国は米国、共同議長国は中国、チリ、ケニア及び英国）。

その後、EWG において、2019 年 4 月及び 7 月の 2 回、EWG 参加国へ原案が回付され、引き続き議論が必要な点について具体的な修正案やコメントが寄せられた。今次部会直前には、EWG の検討結果に基づいて、物理的作業部会（PWG）において検討される予定。

（対処方針）

前回会合で引き続き議論が必要とされた事項のうち、今次会合において主要な論点になると想定される事項に対する対処方針案は以下のとおり。

1) 成長促進目的での使用に関する規定について（原則 5）

「医療上重要な抗菌剤」や「医療上重要な抗菌剤に交差耐性を起こす抗菌剤」の成長促進目的での使用はリスクアナリシスがなされない場合には廃止すべき」との原案について、OIE の関連規定も踏まえながら議論されている。

(参考) OIE の関連規定

OIE の獣医療上重要な抗菌剤リストでは、勧告事項として以下を規定。

- ・ リスクアナリシス無しでの抗菌剤の食用動物への成長促進目的での使用は、抗菌剤の慎重使用とは解されない。
- ・ フルオロキノロン、第3、4世代セファロスポリン及びコリスチンについては、早急に成長促進目的での使用を禁止すべき。
- ・ WHO の医療上重要な抗菌剤リストにおいて、極めて重要な抗菌剤とされているもののうち最も優先度の高いもの (Highest Priority Critically Important Antimicrobials、具体的には第3・4・5世代セファロスポリン系、ポリミキシン系 (コリスチン等)、マクロライド系 (タイロシン等)・ケトライド類、キノロン系及びグリコペプチド系 (バンコマイシン等) の抗菌剤を指す) は、各国で成長促進目的での使用を段階的に廃止する際の最優先の抗菌剤とすべき。

→ 原案が維持されるよう又は OIE の関連規定と一致させるよう、適宜対処したい。

2) 医療上重要な抗菌剤の農薬としての使用について (原則 7)

①医療上重要な抗菌剤の農薬としての使用は、特定の病気に対して必要な範囲でのみ使用すべき、②適切な専門家の監視下で使用されるべき、との案が出されている。

→ ①について、この方針で議論が決着するよう対処したい。②については、我が国においてはすべての農薬使用者に対して適正使用の義務を課していることから、農薬使用の専門家資格は存在しないことを踏まえ、専門家の監視や処方の下でのみ使用可能となるような記載がなされないよう、適宜対処したい。

仮議題 6. AMR の統合的なサーベイランスに関する指針原案 (ステップ 4)

(経緯)

AMR の統合的なサーベイランスに関する指針の策定については、2017 年 7 月の第 40 回コーデックス総会において新規作業として承認された。2017 年 12 月の第 5 回 TFAMR では、全体的な方向性について加盟国の意見が聴取されたが、電子的作業部会 (EWG) において具体的なパラグラフごとのテキストの修正について引き続き検討することになった。前回会合 (第 6 回 TFAMR) では、多くの点で合意に到ったが、引き続き議論が必要な点については、EWG で議論することとされた (EWG は前回と同じくオランダが議長国、ニュージーランド、チリ及び中国が共同議長国)。

その後、EWG において、2019 年 4 月及び 7 月の 2 回、EWG 参加国へ原案が回付され、引き続き議論が必要な点について具体的な修正案やコメントが寄せられた。今次部会直前には、EWG の検討結果に基づいて、物理的作業部会 (PWG) において検討される予定。

(対処方針)

前回会合で引き続き議論が必要とされた事項のうち、今次会合において主要な論点になると想定される事項に対する対処方針案は以下のとおり。

1) 段階的アプローチの内容について

段階的（漸進的）アプローチを実現する方法として、ステップアップを促す画一的な段階を設けるのではなく、サンプリング、感受性試験、データ分析等サーベイランスの各項目ごとに、考慮すべき事項や含まれ得る要素を列記することにより柔軟性を持たせつつ、どの段階の国にとっても有用な情報が含まれる方向で議論がされている。

→ 動物分野の OIE 基準等、既存の国際基準と整合性に留意するとともに、各国が事情に合わせて選択できる柔軟性を確保しつつ、選択した内容によって貿易障壁として利用されることのないよう、適宜対処したい。

2) 作物や環境分野でのサーベイランスについて

食用動物や食品と異なり、サーベイランス手法が確立されていない作物や食料生産環境のサーベイランスについて、その範囲や各国のサーベイランスシステムの必須項目とすべきか等について議論がされている。

→ 作物や環境の分野では基本的なサーベイランス手法が確立されていないことから、具体的な内容を記載せず、手法確立のための研究を推進していくべきとの立場から適宜対処したい。

仮議題 7. その他の事項

適宜対処したい。

仮議題 8. 次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 9. 報告書の採択

本会合における我が国の発言が報告書に適切に反映されるよう適宜対処したい。

薬剤耐性対策の取組について

農林水産省消費・安全局
令和元年10月28日

1

本日お話しする内容

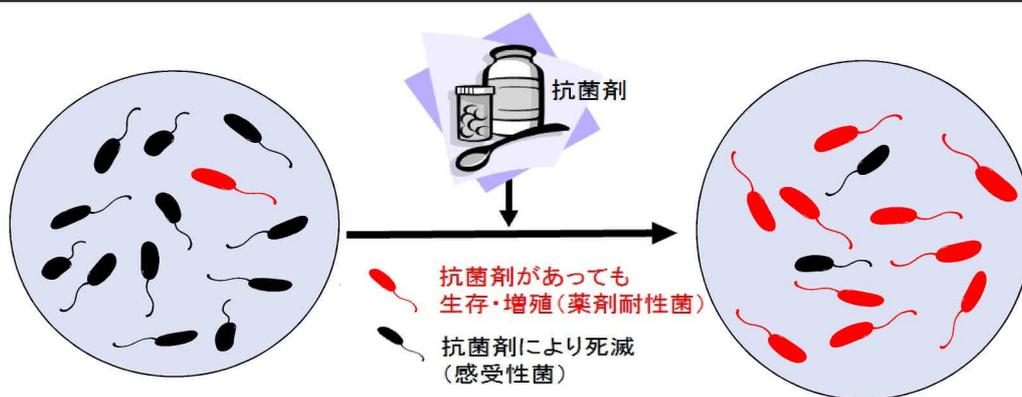
1. 薬剤耐性菌とは
2. わが国の動物分野における対策の状況
3. 薬剤耐性対策に関する国際的な動き
4. コーデックス委員会 薬剤耐性に関する特別部会
(TFAMR: Ad hoc Intergovernmental Task Force on Antimicrobial Resistance)での議論

薬剤耐性菌とは

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」です。薬剤耐性菌は、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加し、人や動物の治療が困難になります。

世界的に、薬剤耐性菌による感染症が増加しており、大きな問題となっています。

そのため、平成27年5月にWHOが国際行動計画を採択し、我が国でも、平成28年4月、今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）が決定されました。



3

薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は、畜産分野でも、動物用医薬品や飼料添加物として使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌は、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にする懸念があります。

そのため、アクションプランでは、人の医療分野とともに、畜産分野において必要な取組が記載されています。

畜産関係者が実施すべき対策は？

生産者や獣医師をはじめとする畜産関係者には、薬剤耐性問題を理解し、「**抗菌剤の慎重使用**」を徹底すること等が求められています。

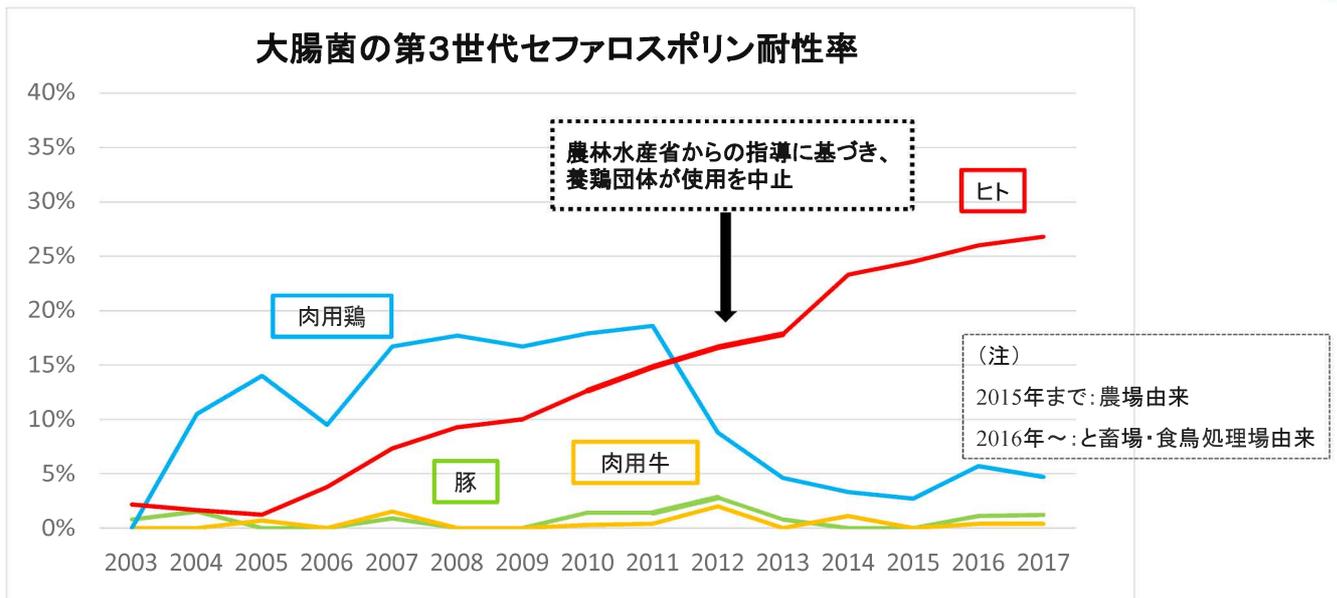
具体的には、

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会を減らすこと
- ② 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること

が対策の基本となります。

薬剤耐性の動向調査

- 畜産分野では、1999年から、全国的な動向調査を実施し、**薬剤耐性の状況を監視**。
- 動向調査は、国際的に指標とされている細菌(大腸菌等)を対象に、人の医療上重要なフルオロキノロンや第3世代セファロスポリンなどについて実施。



5

薬剤耐性対策アクションプランに基づく取組

- 薬剤耐性対策アクションプランでは、動物分野についても、目標(①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④適正使用、⑤研究開発、⑥国際協力)に沿った具体的な取組が盛り込まれている。
- 動向調査・監視の強化、適正使用からさらに進んだ慎重使用の推進等に取り組み。

【主な取組】

① 普及啓発・教育

- 畜産農家、養殖業者、獣医師等向けの研修用動画を作成・提供、獣医学生への教育活動
- 獣医師向けの抗菌剤治療ガイドブックを作成・提供
- 畜水産関連の生産者団体等と意見交換
- 農林水産省ウェブサイトを充実
- 各種業界誌等にリーフレットや記事を掲載
- AMR普及啓発イベントの開催(平成30年12月)



URL: <http://www.maff.go.jp/j/syuan/tikusui/yakuzi/>

koukinzai.html#guidebook

6

薬剤耐性対策アクションプランに基づく取組(続き)

② 動向調査・監視

- ・畜産分野と人医療分野の連携を一層強化
- ・養殖魚及びペットについて、全国的な薬剤耐性動向調査を開始(平成29年度)



③ 感染予防・管理

- ・感染症を予防する動物用ワクチン等の開発・実用化のための事業を開始(平成29年度)



④ 適正使用

- ・抗菌性飼料添加物について、ヒトの健康へのリスクが無視できると評価されたもの以外は指定を取り消す指針を決定(平成29年3月)し、5成分の取り消しを決定
- ・養殖水産動物用の動物用抗菌剤を使用する際の獣医師、魚類防疫員等の専門家による指導体制を強化

⑤ 研究開発

- ・抗菌性飼料添加物に頼らない飼養管理について技術的検証を実施(平成29、30年度)
- ・薬剤耐性問題に対応した家畜疾病防除技術の開発(平成29年度～)



⑥ 国際協力

- ・アジア地域各国のAMR検査担当者を対象とした技術研修・セミナーを開催(農林水産省動物医薬品検査所)

3. 薬剤耐性対策に関する国際的な動き

薬剤耐性対策に関する国際的な動き

WHOグローバルアクションプラン(GAP) (2015年4月策定、OIE及びFAOも総会で承認)

・次の5つの目標について、加盟国、WHO事務局、国際及び国内関係機関がとるべき行動を設定。

- ①普及啓発・教育
- ②薬剤耐性の動向調査・監視
- ③感染予防・管理対策
- ④抗菌剤の適正使用
- ⑤研究開発・創薬



WHO/FAO/OIEは2019年6月 Tripartite Multi-trust Fund を設立し、ワンヘルスの活動を応援

OIE

- ・OIE strategy on AMR and the prudent use of antimicrobials(2016.11策定)に基づき、動物分野でのAMR対策を実施。
- ・動物分野での慎重使用や耐性菌サーベイランス方法の国際基準を策定
- ・各国の動物分野での抗菌剤使用量の調査、獣医療分野で使用されている抗菌剤を代替薬の有無等の観点から重要度別にリストする取組等を実施。
- ・2018年10月には各国大臣を招いたハイレベルの国際会議を開催

FAO

- ・FAO Action Plan(2016年策定)に基づき、動物・食品分野でのAMR対策を実施。
- ・知見の集積が遅れている、作物分野でのAMRリスクに関する情報の収集、AMR検査施設の能力を評価する取組等を実施。

第71回国連総会AMRハイレベル会合政治宣言 (2016年9月)

・AMR対策のより一層の推進について決議。



組織間連携委員会 (IACG)

IACG Interagency Coordination Group on Antimicrobial Resistance



・上記政治宣言に基づき、時限的に設置された委員会。WHO、FAO、OIEに加え、UNEP等の国連機関や専門家がメンバー

・WHOグローバルアクションプランを超え、より幅広い対象を取り込むべく政治的枠組の設立の提案等を含む報告書を2019年5月、国連事務総長に提出。

Global Leadership Group
の設立へ

OECD

・AMR対策の費用便益分析等を実施。IACGメンバー。

世界銀行(World bank)

・GAPに基づく対策(代替薬開発等)への投資を実施。IACGメンバー。

Codex TFAMR

・食品由来AMRのリスクについて、①AMRの最小化及び抑制のための実施規範の改定、②AMRの統合的なサーベイランスに関する指針の策定の作業を実施中。

G20新潟農業大臣会合(2019年5月)

・農業大臣宣言では、世界的課題に対応するための協力の一つとして、フードチェーン全体に渡るアプローチを通じて薬剤耐性(AMR)に対処することが重要とされた。

会議	開催時期・開催地	結果
第28回総会	2005年7月4-9日 ローマ(イタリア)	「AMRの最小化及び抑制のための実施規範」(CAC/RCP 61-2005)の採択
第1回TFAMR	2007年10月23-26日 ソウル(韓国)	「食品に由来するAMR対策のリスクアナリシスのための指針」(CAC/GL 77-2011)の作成
第2回TFAMR	2008年10月20-24日 ソウル(韓国)	
第3回TFAMR	2009年10月12-16日 チェジュ(韓国)	
第4回TFAMR	2010年10月18-22日 ムジュ(韓国)	
AMR物理的作業部会	2016年11月29日-12月2日 ロンドン(英国)	TFAMR作業計画の作成
第40回総会	2017年7月17-22日 ジュネーブ(スイス)	TFAMR作業計画の採択
第5回TFAMR	2017年11月27日-12月1日 チェジュ(韓国)	「AMRの最小化及び抑制のための実施規範」(CAC/RCP 61-2005)改定案 及び 「AMRの統合的なサーベイランスに関する指針」原案について議論
第6回TFAMR	2018年12月10日-12月14日 プサン(韓国)	
第7回TFAMR(今回)	2019年12月9日-12月13日 ピョンチャン(韓国)	

9

AMRの最小化及び抑制のための実施規範の改定

改定の方向性

- 食品に由来するAMR対策のためのリスクベースの手引きを作成
- 適用範囲の拡大・明確化(食用動物→家畜、作物、水産養殖)
- フードチェーン全体を網羅(生産者～消費者)
- 段階的な実施

AMRの最小化及び抑制のための実施規範の改定

主要論点① 抗菌剤の成長促進目的での使用(原則5)

- “医療上重要な抗菌剤”や“医療上重要な抗菌剤に交差耐性を起こす抗菌剤”の成長促進目的での使用は「リスクアナリシスがなされない場合には廃止すべき」との原案について、OIEの関連規定も踏まえながら議論。

(参考)OIEの獣医療上重要な抗菌剤リストの勧告事項

- ・ リスクアナリシス無しでの抗菌剤の食用動物への成長促進目的での使用は、抗菌剤の慎重使用とは解されない。
- ・ フルオロキノロン、第3、4世代セファロスポリン及びコリスチンについては、早急に成長促進目的での使用を禁止すべき。
- ・ WHOの医療上重要な抗菌剤リストにおいて極めて重要な抗菌剤とされているもののうち最も優先度の高いもの※は、各国で成長促進目的での使用を段階的に廃止する際の最優先の抗菌剤とすべき。

※ 具体的には第3・4・5世代セファロスポリン系、ポリミキシン系(コリスチン等)、マクロライド系(タイロシン等)・ケトライド類、キノロン系及びグリコペプチド系(バンコマイシン等)の抗菌剤を指す

(参考)WHOの分類において医療上重要とされる抗菌剤の飼料添加物としての指定の状況(日本)

	食品安全委員会の評価	指定の状況
バージニアマイシン	中等度	指定取消(H30.7.1)
リン酸タイロシン	中等度	指定取消(R1.5.1)
硫酸コリスチン	中等度	指定取消(H30.7.1)
クロルテトラサイクリン	低度	指定取消予定(R1.12.27)
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	低度	指定取消予定(R1.12.27)
亜鉛バシトラシン	評価準備中	指定(S51.7.24)
スルファキノキサリン	評価準備中	指定(S51.7.24)

→ 原案が維持されるよう又はOIEの関連規定と一致させるよう、適宜対応。

11

AMRの最小化及び抑制のための実施規範の改定

主要論点② 抗菌剤の農薬としての使用

- 薬剤耐性抑制のため、抗菌剤の使用を抑制していく必要
 - 一方、高温多湿な我が国において、病気の防除のため、抗菌剤を農薬として使用せざるを得ない状況あり
- 以下を踏まえて適宜対応
- ・ 農薬として医療上重要な抗菌剤を使用する場合は、必要な範囲に限って使用すべき
 - ・ 我が国の制度では、すべての農薬使用者に対して適正使用の義務が課せられており、農薬使用の専門資格は存在しない
 - ・ 植物防疫上重要な病気や新しい病気については、正確な診断がなくても抗菌剤を使用できることが必要

AMRの統合的なサーベイランスに関する指針の新規策定

策定の方向性

- 食品に由来するAMRの統合的なサーベイランスを計画・実施するための指針を作成
- 加盟国間でデータの比較分析が可能となるようサーベイランスの統一を推進
- 薬剤耐性と抗菌剤使用に関するサーベイランス
- 分野横断的な統合的なサーベイランス※
 ※ 統合的なサーベイランス: フードチェーン全体をカバーするものであって、薬剤耐性と抗菌剤使用について、検体のサンプリング、検査、データの報告等を統一された方法で行うとともに、全てのデータを統合的に分析すること
- 段階的な実施

13

AMRの統合的なサーベイランスに関する指針の新規策定

主要論点① 段階的アプローチについて

- フードチェーンの各段階でのサーベイランス内容・手法を各国が能力・資源に合わせて選択する
- 段階的アプローチが以下を確保するよう対処
 - ・各国の事情に合わせた柔軟性
 - ・OIE等が策定している既存の国際基準と整合性
 - ・貿易障壁として利用しないこと

主要論点② 作物や環境分野でのサーベイランス

- 統合的なサーベイランスには、対象として作物や環境分野を含める
- 作物や環境の分野では、基本的なサーベイランス手法が確立されていないことから、具体的な内容を記載せず、手法確立のための研究を推進していくべきとの立場で適宜対処